

付帯契約種別定義書

【実質再エネオプション】

令和7年4月1日実施

株式会社エネワンでんき

目次

1	適用	1
2	実施期日	1
3	本定義書の変更	1
4	定義	1
5	単位および端数処理	2
6	本定義書の適用開始および終了	2
7	環境価値の提供	2
8	電源構成	2
9	オプション料金	3
10	日割計算	3
11	その他	3

1 適用

- (1) この付帯契約種別定義書（以下「本定義書」といいます。）は、株式会社エネワンでんき（小売電気事業者登録番号 A0015，以下「当社」といいます。）との電気需給契約（以下「需給契約」といいます。）を締結し，(2)の地域において，(3)のいずれかの電気契約種別定義書の適用を受けているお客さまが，本定義書の適用を希望し，当社とお客さまが合意したときに適用いたします。
- (2) 本定義書は次の地域に適用します。ただし，電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島には適用いたしません。

中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域	愛知県，岐阜県（一部を除きます。），三重県（一部を除きます。），静岡県（富士川以西）および長野県
----------------------	--

- (3) 本定義書は次のいずれかの電気契約種別に適用することができます。

低圧で電気の供給を受けるお客さま	エネワン LP ハッピー
	エネワン LP バリュー
	エネワン LP ワンダフル
	エネワン LP プラン S
	エネワン LP プラン L
	エネワン LP プラン LL
	エネワン LP 動力プラン
	エネワン LP 動力プラン L

2 実施期日

本定義書は，令和 7 年 4 月 1 日より実施します。

3 本定義書の変更

- (1) 当社は，本定義書を変更する場合には，需給約款 2（本約款等の変更）に準じます。
- (2) 当社は，本定義書を廃止することがあります。この場合，当社はあらかじめ一定期間，廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲示します。なお，当社は，これによりお客さまが受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 本定義書の廃止にともない，当社がお客さまに対し，需給条件の説明，契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行なう場合は，需給約款 2（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

4 定義

次の言葉は，本定義書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。なお，需給約款 3（定義）に定義される言葉は，本定義書においても同様の意味で使用いたします。

(1) 環境価値

お客さまが使用される電気の二酸化炭素排出量を零とする価値をいいます。

(2) 非化石証書

再生可能エネルギーや原子力発電等の非化石電源由来の電気を持つ非化石価値を証書化したものをいい、本定義書においては、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する非化石価値取引市場で取引される再生可能エネルギー由来の非化石証書といたします。

5 単位および端数処理

需給約款 4（単位および端数処理）に定める単位および端数処理は、本定義書においても同様といたします。

6 本定義書の適用開始および終了

(1) 本定義書の適用開始および終了は当社所定の方法により申し込みいただきます。

(2) 本定義書の適用開始日は、次のとおりといたします。

イ お客さまが需給契約の申込みと同時に本定義書の適用を希望された場合
需給開始日といたします。

ロ お客さまが需給開始後に本定義書の適用を希望された場合
お客さまと当社が本定義書の適用を合意した日（以下「合意日」といいます。）を含む計量期間等の翌月の計量期間等の始期といたします。ただし、合意日からの期間が短い場合、さらに翌々月の計量期間等の始期とする場合があります。

(3) 本定義書の適用終了日は、次のとおりといたします。

イ 需給契約が終了する場合
需給契約の終了日といたします。

ロ お客さまが本定義書の適用終了を希望された場合
原則として、お客さまのお申し出の日を含む計量期間等の翌月の計量期間等の始期とし、当社とお客さまの協議の上決定いたします。

ハ 当社が本定義書を廃止する場合
原則として、当社が本定義書を廃止する日を含む計量期間等の前月の計量期間等の終期といたします。

7 環境価値の提供

当社は、需給約款 15（使用電力量の算定）にもとづく使用電力量に応じて、再生可能エネルギー由来の非化石証書が有する環境価値を付加することにより、当該使用電力量に対する二酸化炭素排出量を零といたします。

8 電源構成

当社は、供給した電気の電源種別ごとの構成比率および非化石証書の使用状況を、当社ホームページへ掲示する方法によりお客さまへお知らせいたします。

9 オプション料金

オプション料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	1円50銭
------------	-------

10 日割計算

当社は、需給約款 16（料金の算定）(1)イ、ロの場合は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じてオプション料金を算定いたします。

11 その他

その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。